

## 70歳未満の方

認定証の適用区分	所得区分	自己負担限度額	
		3回目まで	4回目以降(多数回)
ア	基礎控除後の所得が901万円を超える世帯	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%	140,100円
イ	基礎控除後の所得が600万円を超え、901万円以下の世帯	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%	93,000円
ウ	基礎控除後の所得が210万円を超え、600万円以下の世帯	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円
エ	基礎控除後の所得が210万円以下の世帯	57,600円	44,400円
オ	住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

\* 基礎控除後の所得とは、総所得金額等から基礎控除額(33万円)を差し引いた額をいい、国民健康保険税の算定の基礎となるものです。

\* 所得は、前年の所得になります(1月から7月診療分は前々年の所得になります)。

\* 非課税世帯とは、世帯主及びすべての国保被保険者が住民税非課税の世帯をいいます。

\* 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

## 70歳以上の方

認定証の適用区分	所得区分	自己負担限度額	
		外来(個人)	外来+入院(世帯)
現役並み Ⅲ	課税所得690万円以上	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% <多数回 140,100円>	
現役並み Ⅱ	課税所得380万円以上	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% <多数回 93,000円>	
現役並み Ⅰ	課税所得145万円以上	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% <多数回 44,400円>	
一般	課税所得145万円未満	18,000円 (年間の上限額144,000円)	57,600円 <多数回 44,400円>
低所得者Ⅱ	住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)		15,000円

\* 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

\* 低所得Ⅱとは、世帯主および国保被保険者が住民税非課税の方。

\* 低所得Ⅰとは、世帯主および国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる方。

\* 70歳以上の方で、限度額適用認定証の交付対象となるのは、「現役並みⅡ、現役並みⅠ、低所得者Ⅱ、低所得者Ⅰ」の区分の方。